

第42号 かまがや 消費生活センターだより

〈令和4年8月発行〉
発行元
鎌ヶ谷市消費生活センター
TEL:047-445-1246

台風シーズン到来！
災害に便乗した悪質な勧誘にご注意ください

出典：消費者庁、
国民生活センター
「くらしの豆知識
2022年版」より

災害発生時にあわてないために！消費生活での事前の備えの例

★保険契約の内容を確かめましょう

- 火災保険、自動車保険など、災害時に適用可能なケースもあります。
- 契約内容を事前確認するだけで、あわてることが少なくなります。

★家屋の設備の状況などを確かめましょう

- 例えば、平成25年4月以降、給湯設備（15kg以上）に関し、アンカーボルトでの固定などの措置が求められています。
- そのほか、所有する山林やがけ地などの状況、家の煙突や墓石の耐震性などを確認することも考えられます。

★災害に強い近隣のガソリンスタンドを確かめましょう

- 地域の交通事情等で、自動車に依存せざるを得ないことも少なくありません。災害に強いガソリンスタンド（※）の位置を事前に確認しておくことが重要です。

※資源エネルギー庁ウェブサイト（住民拠点サービスステーション一覧）
を参考にしてください。



被災地域は特に注意！ 災害後の住宅修理トラブル

勧誘の手口は？



今日は無料（又は特別価格）で点検に来ました。

点検した後・・・
台風で傷んだ屋根を見て

〇〇に不具合が見つかりました。そのまま放置していると、大変なことになるですよ。

心配ですから、他のところも点検しますよ。

台被害に遭わないための注意ポイント台

その1 リフォームの勧誘を受けた場合は、その場で即決しない！

工事をする場合、必ず複数の事業者から見積りを取り、工事前後の写真等の記録を事業者からもらいましょう。

その2 しつこく勧誘される場合には、きっぱり断る！

断った消費者に再度勧誘することは禁止されています。

・「保険金で自己負担なく工事ができる」と勧誘されても、本当に保険金が支払われるか分かりません。**すぐに契約するのはやめましょう。**

・契約前に必ず契約書を確認し、手数料等の有無や支払い条件を確認しましょう。また、**複数の見積もりを比較する**など慎重に検討し、修理が不要な場合はきっぱり断りましょう。

・保険金の請求は加入者自身で行うことが基本です。保険契約の内容や保証の範囲について書類をよく確認し、**自身が加入している保険会社や保険代理店等に直接相談しましょう。**

・経年劣化による損傷と知りながら、自然災害などの事故による損傷と申請するなど、うその理由で保険金を請求すると、保険会社から保険金の返還請求や保険契約の解除をされたり、詐欺罪に問われたりする可能性もあります。絶対にしないでください。

対応に困ったら、一人で悩まず相談を！

・訪問販売や電話勧誘販売で契約をした場合は、クーリング・オフができる場合があります。困ったときは、早めに最寄りの消費生活センター等に相談してください。

・その他、住まいの「困った」を相談できる相談窓口があります。

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

■住まいるダイヤル 電話：0570-016-100

または 電話：03-3556-5147

※受付時間は10：00～17：00（土、日、祝休日及び年末年始を除く）

契約についてや、身に覚えのない請求、不審な電話・メールなどでお困りの際は、鎌ヶ谷市消費生活センターにお気軽に相談ください。



理解度千エックにも挑戦してみてください！

鎌ヶ谷市消費生活センター(市役所2階)

電話：**047-445-1246**(予約優先)

時間：平日10時～12時、13時～16時

全国共通の電話番号
消費者ホットライン **188**



消費者ホットライン
188
イメージキャラクター
イヤヤン